

# NO! セクシュアル・ハラスメント

発行：職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会

連絡先：女性協同法律事務所 ☎810 福岡市中央区天神1丁目3番39号 福岡偕成ビル6F

TEL 092-751-8222 FAX 092-751-8200

年会費：個人 三千円 団体 六千円 振込先：郵便振替 福岡 7-60420

あけましておめでとうございませう。  
早いもので提訴から2度目の正月を迎えました。91年最初の公判は、前回(7回目)から始まった、被告に対する原告側からの反対尋問で幕があきます。  
一見もっともらしく、実際は矛盾に満ちた被告の証言をどう突き崩していくか、正念場を迎え公判の成り行きが期待されるところです。  
今後ともご支援をよろしくお願い致します。

90年12月6日に第7回口頭弁論が開かれ、前半は被告への主尋問、後半は、原告側代理人、角田弁護士による被告への反対尋問が行われた。

被告は主尋問、反対尋問を通して、自分こそが被害者と言いたてたが、その証言の端々から、被告の持つ『加害者性』や矛盾が浮かび上がってきた。

## 主尋問の面々

僕は嫌がらせをしたことはない？

◇ 88年3月、Aさんが泣きながら「噂をたてた人に、あやまってくれ」と言ったので、その場を收拾するため「あやまる」と言った。

◇ 無言電話の件は、Aさんが勝手に調査した後で、費用を請求したので拒否した。

◇ 4月夜、Aさんから電話で「なぜ私が辞めなければならぬのか」と問われたので「僕の個人的な気持ちで、辞めてくれと言った」と

◇ 答えた。  
5月、学生との懇親会の領収書の件で学生が誤解し、Aさんが経理に問い合わせたため、専務から事情を聞かれて説明した。これは、僕が辞めてくれと言ったため、逆にAさんが僕を追い出そうとしたのではないかと思う。

◇ 5月末、専務から電話で喫茶店で待つように指示され、そこで専務から「Aさんが辞めると言っている、まだ君との話が残っているのか」と問われ、「Aさんと話すことは、もう何もない」と答えた。その後Aさんは、関係者に「二人とも辞めることになった」と電話したらしい。

◇ 6月の調停の際、調停者から金額提示されたが、少額でも支払えば「やっぱり噂をたてた」と言いふらされると思い、拒否した。以上のとおり、Aさんを辞めさせるために嫌がらせをしたことはない。

## 反対尋問の面々

女性の自立は賛成、給料が安くても仕方がない？

◇ 学生時代、サークル結成までには至らなかったが、後輩に女性史や女性の問題について話したり、活動していた。女性は社会からと男性からと二重に差別を受けている。女性は、精神的にも、経済的にも自立していくべきだし、今の日本はまだ男社会だから、一歩ずつ変えていくべきだと思う。周囲の人は僕のことを、普通の男とは違う考えをもつ『フェミニスト』だ』と言っていた。僕の考えでは、『フェミニスト』とは「やさしさが第一」であり、「やさしさ」とは相手の立場に立ってものを考えること、思いやりだと解釈している。女性を男女の区別ではなく、ひとり人間として認める考え方である。具体的に職場でいうと、女性の能力をきちんと認めることを言う。

◇ 編集長としての僕の入社時の給料は30万円。Aさんが、アルバイト期間は9万円、正社員では10万円だったのは、経費に余裕がなかったせいで、仕方がない。Aさんの仕事ぶりは、取材も記事も仕事の

段取りもきちんとしていたし、まわりからの評価もあり、残業もいとわずやっていたので、頑張っていると上司に報告していた。

◇ Aさんは仕事上の関係者と個人的にも飲みに行っていた。いつか「仕事関係の人と酒を飲むのはいいが、そこそこに」と言ったことがある。これは、会社の内情は、しゃべらないようにということと、あまりひんぱんだと業界で噂になるから控えてほしいという意味で言った。

## 彼の証言を巡って

### 〈支援する会での議論〉

今回の要旨は、まとめにくかった。特に最後のお酒のところでは、しどろもどろで何が言いたかったのかは今でも不明。「彼の言いたいことを理解しよう」と必死に聞いていたけど、わからなかったね」と言う声が多かった。彼は質問されたことに対してよくしゃべるのだが、その場その場で考えついた『聞いている人を説得できそうな答え』を引っ張り出してくるだけなのだ。断片的にはもともとらしく聞こえるけれど、つなぎ合わせようとすると、矛盾

だらけでつながらない。そこで、支援する会で彼の証言を分析してみた。

「個人的な気持ちで、辞めてもらいたい」と平気で何度も口にする、彼の感覚に驚く

人事権がないから、言ってみただけでもいろいろのだろうか。彼がAさんの上司としての立場から発言したとき、個人的であろうとなかろうと「辞めてもらいたい」という言葉のもつ圧力を、よく認識していたはずだ。そこでは無自覚だったのとは対照的に、「Aさんは僕を追い出そうとしたのでは」と言う時には、すっかり弱気になりきっている自分を意識的にアピールして、ほんとうにずるい。力関係を忘れていられる立場というのが、差別する側の特権だということ、差別を論ずる彼なら知ってる筈ですよ。

同時期の採用でも「男の給料は30万。女の給料は10万。」  
世間相場より低いが上司がきめたことだ」から、何とも思わないの？

彼が女性の経済的自立を解いた直後に、こんな当然だという答えが出てきてアゼン！違和感が際立った場面だった。女

が一人前に経済的自立をできる給料は出さずに、仕事の能力だけは一人前を要求するなんて、あつかましい。Aさんをアルバイトから正社員にするときも、宴会の司会が上手だという評価で即決だったという話は、女を仕事ぶりではなくホステス役としてしか評価していないわけ、これも性差別の意識の典型的な現れ方だということ、分かる人にはピンとききます。

フェミニストと言われる彼も、男社会での評価を意識して非常に揺れているのでは？

自称しているわけではないが、彼は周囲から『フェミニスト』と言われている。これは男からのひやかし半分の中途半端な評価を意味している。専務から「男にしてやる」と言われたということも、今のままでは男ではないと言われているのに等しい。男社会の価値観の中で、彼はつらい思いだったらしい。彼は家庭での育児や仕事を大切に思うからこそ、酒のつきあいはほどほどにして早く帰宅しているのではないか。しかし、その間にも男なみに働き、酒のつきあいができるAさんが、自分の知らないところで取引先と親しくなって自分の領分を侵されているのではないか、と思うと不愉快。そこで、

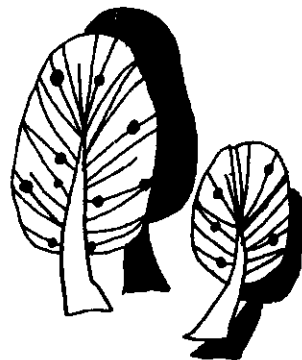
飲むなどとも言えず「ほどほどに」という、根拠のあやふやな嫌みな言い方をしてしまったのではないか。よく女たちが味わう職場での疎外感やジレンマと同じものを、彼に感じとって同情してしまいそうになる。が、上司としての注意という形を取って、しっかり圧力を加えてるところは、やっぱり違うんです。

彼の証言のパターンは、『悪いことをしていないのに、Aさんから一方的に攻撃されてとまどっている僕』の場面描写と、「Aさんの非常識的な言動と僕の常識的な対応の対比」の場面描写。

人前で泣いて「あやまれ」と言った、夜すごいけんまくで電話をしてきた、学生をたきつけて僕を除け者にしようとしたなど、聞いている人のAさんへの反感を喚起しようとし、それを積み重ねて行く効果を狙っているようだ。

今回の弁論では、被告が「今の男社会の中では、僕は著しく逸脱しているわけではないのだ」という信念のもとに、「明らかな女性差別発言さえしなければ、何を言ってもいい」という戦術で証言しているのが、よくわかった。

た。また、私達の常識と彼の「常識」のはざまから、男社会のしがらみにとらわれている姿が、かいまみえてきた。それと、角田さんの鋭い質問の数々によって私達は、被告が『男』として立つ瀬がなかった悩みゆえにAさんへのセクシュアル・ハラスメントを行ったのではないか、という心理まで読み取ってしまった。この続きを楽しみにして、次回もまた傍聴席に集まろう。

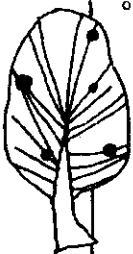


◎ 次回公判のお知らせ

1月31日（木曜日）10時30分より

福岡地方裁判所 三〇一号法廷

公判の後、弁護士会館で交流集会を開きます。



# 傍聴記

松本 滋

① 打ち合わせに来たB子さんにC課長が言った。「ありがとう、ありがたい、きれいな顔を見せてくれて」。「美人は損ですね、いくら仕事ができても顔しか評価されないから」と、横から口をはさんでも「そういえばそうだな」と悪びれないC課長。

② 説明不足に気がついてD子さんを振り返ると、さっきまでの笑顔はなく、疲れたような怖い顔。いつもニコニコ笑顔で評判なのに、見たこともない凄惨な形相。声をかけると瞬時にいつもの笑顔。そんなに疲れるなら、無理に笑わなくても良いと思う。

③ お得意先へ企画書を届けに言った同業のEさん、いきなりその企画書で頭をたたかれた。思わず抗議すると「ごめんなさい、悪気はなかったの」と繰り返すお得意先のF子さん。自分の力が正当に評価されない不満や恨みつらみが、出入りの業者にぶつけられたらしいと、Dさんは語った。

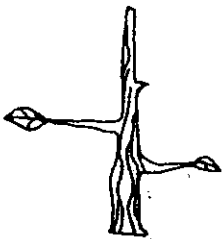
職場で見る女性は、皆明るく元氣だ。軽々と仕事をこなしているように見える。でも彼女達、仕事だけでは駄目だ。「女」もちゃんとやらなくてはいけない。男子社員に尽くしつつセックスアピールもふりまかなくてはいけない。「仕事」と「女」そのふたつをやりこなさないと、職場での居場所がだんだんなくなっていく。本当はともしんどい。

第7回口頭弁論はH被告への主尋問の続きだ。彼の話を聞いてみると原告のAさんはとてもひどい人に思えてくる。常識ハズレでヒステリックで、計算高くわがままで、自己顕示欲の強い女、まるで訴えられた方が被害者のようだ。しかし、角田弁護士の反対尋問で、実は『フェミニスト』でも何でもない、「男にとって都合の良い女」だけを求めてきた彼の姿が浮き彫りにされてくる。(まるで映画か芝居を観ているようだ。懸命に取り組んでいる皆さんには申し訳ないが、裁判がこんなにおもしろいとは知らなかった。)きれいごとを並べたって、使い捨ての低賃金労働者としてしか見ていないじゃないか。パーティの名司会ぶりを重役に認められ社員になったなんて、原告Aさんの仕事は全く問われていない証拠だ。

「仕事上でも、男性と酒を飲むのはまじい」、「金は出せないが、いつも〇企画の看板を背負っていることを忘れずに飲め」、「飲みに行くのはいいが、そこそこに」男と女が酒を飲めばあらぬ噂が飛ぶ、としか思いつかないのは、そんな飲み方しかしていないからだ。

しかし、被告の発言が目茶苦茶でも、彼は特別な人間ではない。普通の企業人であり、家庭人なのだ。当たり前に「男」としてやっているだけだ。問われている内容が問題ではなく「訴えられた」ことが彼にとっての問題なのだ。この裁判を「訳のわからん女が、訳のわからんことを言っている」と見ている人が多いのではないか。

「足を踏まれて痛い」と女たちが訴えているのに「痛いはずはない。感覚がおかしいのじゃないか」と男たちは言い返す。人の痛みはなかなかわからないが、「痛い」と言う人が「痛いのだな」と素直に聞くことが、この裁判で今、ぼくらに要求されていることだろう。



# 「波紋」

松本 めぐみ

溢れるほどの情報が地球の裏側から  
でさえ瞬く間に届いている。それでも  
私達には見えてない世界がたくさんあ  
る。例えば、イラクのクウェート侵攻  
以来、先の中東危機の時よりも何倍も  
の情報が、特に映像の量が増え、連日  
茶の間に登場しているにもかかわらず  
私達はアラブ、イスラム文化圏に生き  
る人々の事をあまりにも知らないこと  
を痛感させられた。話が異文化圏のこ  
とまで及ばずとも、自分の日常生活  
の中で幾種類もの見えない壁にぶちあ  
たっている。その壁は薄かったり厚か  
ったり、高かったり低かったり色々では  
あるが、とりわけ差別という軸をもっ  
てつくられた壁は高くてぶ厚い。

約15年、部落解放運動の中にどっ  
り身を置いてきて、旧知の多くの友人  
との間にさえ壁を感じてきた。先進国  
的女性の解放運動からは程遠い被差別的  
状況を遅くもやさしく生き、尚且つ  
部落解放運動の土台を日常的に担う部  
落の女たちと学びあい、生き方を検証  
しあい、共に運動する日々はエキサイ  
ティングで楽しく十二分に充実してい  
るし、部落問題を口にするが故にかっ  
ての友人と切れていくことは部落差別  
の厳しさを身にしませ、解放運動へと  
自分を更にふるいたたせていくことで

しかなかった。同じ日本語を使ってる  
のに何でこんな明らかなことが解りあ  
えないのだろうかとはがゆく思いながら  
も、壁の中の面積を増やすのと質をた  
かめるのに忙しいことを理由に、その  
壁を突き抜ける言葉を探す努力を脇に  
おいてきたとこの頃つくづく思う。壁  
のこちら側では身内意識のようなもの  
があつて、価値観や感性が一定共通し  
ていて、言葉が通じるので居心地が良  
かったからとも言える。

女性差別で言えばそれは余りにも日  
常的に空気のごとく蔓延しているので  
まずは自分の生活や行動範囲以内、自  
分が呼吸するところではとりあえず息  
苦しくならないようにそれなりの努力  
をし、後はじっと息を潜めるかそのよ  
うなところは避けるようにしてきたと  
思う。しかし社会全体の良質酸素の濃  
度が濃くならないかぎり壁を崩すこと  
はおろか一向にせいせいと深呼吸でき  
るようにはならない。だからこそ運動  
というものがあるのだけだ。

自分自身被告席に立たされたことも  
あるし、裁判官をしていた者が身近に  
いたこともあって判事という職種の男  
性に対する絶望に近い感想があり、私  
にとって裁判所は最も酸素の薄い所の  
一つである。何年か振りに足を踏み入  
れて問題が女性差別なので尚のこと、

あの高みにある壁が目にも痛い程であった。  
今回の裁判闘争の主点は裁判官が持つて  
いるであろう今の日本に蔓延している差  
別的“常識”を覆すこと、すなわち勝訴  
することを突破口に少しでも酸素の量を  
増やすことにあると思う。

建前として差別は悪である、どんな差  
別も。しかし何が部落差別なのか、何が  
女性差別なのか、そのことが具体的に明  
らかにされ両側からその壁が見えないか  
ぎりそれを打ち壊すこともできないので  
ある。たんねんに言葉を探し積み上げ意  
識下にまで迫って問題を明らかにするこ  
とである。今私自身に最も必要であると思  
っていること、それは壁を突き崩す自分の  
言葉を獲得することである。



# セクシュアル。

# ハラスメント対策

再び福岡県議会で質問

90年12月20日、藤田一枝  
県議が働く女性の環境をテ  
ーマに質問に立つと聞き、仕事  
を抜け出して傍聴にでかけた。

質問時間の半分をセクシュアル・ハ  
ラスメントに取り、西日本新聞のアン  
ケート、三多摩の一人アンケート、  
共栄火災の調査、日経連の本、労働省  
の女性職業財団へのアンケート、等  
の内容をつぶさに紹介。それらの中にも  
公立相談機関の必要性を訴える声が大  
きいことを説明した。

また、基本的には女性を性的に差別  
する感覚が社会全体にあることが問題  
であることも指摘。なかなか説得力の  
ある話だった。

具体的には、県行政の対応として、  
主に次の5点を要望した。

・労働福祉事務所の相談項目に明記  
する

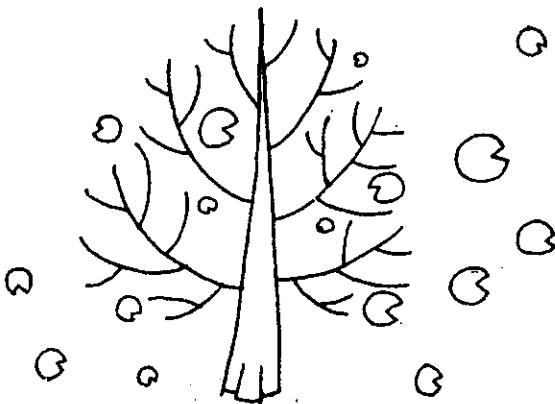
- ・より効果的な啓発
- ・専任相談員の育成
- ・苦情処理委員会の設置
- ・オンブズマン制の導入

これに対する知事の答弁は「今も取  
り組んでいる、その中で一層努める。」  
と抽象的なものだった。「何も変わら  
んと言ふことかいな」と思っていたら、  
例によってこれは議会用語で、具体的  
には次のことが行われることとなった。

- ・労働相談受付票の「相談内容」の  
部分に「性差別（性的嫌がらせ）」  
の項を加える
- ・労働相談担当職員の研修実施
- ・担当者会議における情報交換
- ・広報紙に性差別をなくす啓発記事  
を掲載する（「働く女性のひろば」  
12号・91年3月3日発行）に掲載  
予定）

議会できちんと議論されることも、  
セクシュアル・ハラスメントが個人的  
な問題でないことの現れ。90年1月に

支援の会が、福岡県に公的救済機関の設  
置等を求めて要望書を提出して以来、2  
度目の県議会での質問。女性議員が私連  
の運動とタイアップして行政に働きかけ、  
行政を動かす。  
やはり社会の仕組みをつくる政治の場  
には、一般の女性達の声とそれを受け止  
める女性議員が必要だ！と実感した。



沼津  
セクシュアル・ハラスメント  
裁判勝訴！

〈沼津裁判概要〉

静岡県下の観光ホテルに勤務していたB子さんは、在職中の87年11月中旬、当時の元課長(46)から勤務後食事に誘われた。食事後、車中で課長はB子さんに執拗に交際を迫り、「拒否されると」「暗く寂しい道を一人で帰れるか」と脅迫し性関係を強要した。

このためB子さんは精神的ショックを受け、体調まで崩した。加害者である元課長は謝罪する事なく、悩んだB子さんが同僚に相談したところ、噂が職場内に広まり退職せざるをえなくなりました。

提訴後、元課長は「身に覚えがない」と一度も裁判に出席せず、答弁書すら出さなかった。静岡地裁沼津支部は、90年12月20日この元課長の行為を「女性を性的対象としてのみ考え、人格を無視した」とし、元課長に百万円の賠償支払いを命じる、原告勝訴の判決を下した。



原告B子さんからの手紙(要略)

裁判が勝訴し、私の今の気持ちは『本当に嬉しい』の一言につきます。支援していただいた多くの方々に感謝しつつ、これまでの経過、特に私の心情について述べさせて頂きます。

被害にあうまで私は、自分はいわゆる『スキのない』女性であり、世間一般のこの種の事件の報道に対して「女性の方にスキがあるから」と考えていました。しかし、実際に自分が被害者になった時、「車に乗った方が悪い」「好意があったから乗った」と言われました。私は初めて「女の方にスキがある」という言葉の不条理を知りました。

事件当時、セクシュアル・ハラスメントという言葉は一般には知られてなく、私自身も何も解らない状態の中で、相手への仕返しばかり考え続けました。今思えば正気の沙汰ではないようなことを夢想したり、実際に実行したりもしました。とにかく相手に対する憎しみ、怒り、そしてその時に経験した不

快感は時とともに薄れるどころか増すばかり。家族に話すと「毒虫に刺されたと思って忘れろ」「いつまでも甘ったれるな」などと言われ、逆にたしなめられるだけでした。

私は行き詰まった気持ちから、アメリカにいる友人をつてに一カ月半の間旅行に出ました。アメリカ各地を旅しているうちに忘れるだろうと思いましたが、しかし旅先で逢う人ごとにこのことを訴え、決して自分の気持ちの中から消し去ることはできませんでした。



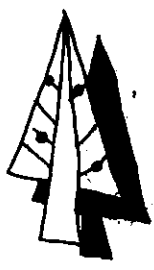
それから一年後、美容院でふと手にしたモアの特集記事で、私はこれまで自分が感じていた不快なものの正体がかめたのです。私はすぐさま三多摩の会に手紙を送り、角田由紀子弁護士とも相談しました。長い間悩んできたことを一気に晴らす、そんな想いでした。

私の裁判活動に対して、相手は逃げの一手に出ました。申し立て書を出せば辞職し、電話を掛ければ電話番号を変え、私は提訴するべく相手の言住所突き止めることに全精力を使いました。恐らく相手は「女など逃げておけば諦める」と

考えたのでしよう。角田弁護士も「15年間の弁護士生活の中で最も質の悪い男だ」とあきれほどでした。結局、不在判決で勝訴しました。

私は裁判をして本当に良かったと思いません。まだまだ世間一般には、男女問わずセクシュアル・ハラスメントの真の意味を理解する人は少ないのが現実です。また、この意味を伝えるためにはかなりの努力と説得力が必要で、私は、私と同じくあの形容し難い不快な感じを味わった女性と経験を分かち合い、今後この問題について考えて行きます。

福岡で裁判中のA子さん、私も応援させていただきます。頑張ってください。



アミカス女性講座  
「映像にみる  
セクシュアル  
・ハラスメント」

福岡市女性センターアミカスで、女性による「女性講座」の企画募集があり、「ぐるーぶ・NO!セクシュアルハラスメント(JPRNを福岡に呼ぶ会、改称)」も企画に応募、応募件数18件中、採用5件というなかで、みごと企画採用となりました。

講座テーマは「映像にみるセクシュアル・ハラスメント」、映画や、TV等で見過ごしがちなセクシュアル・ハラスメントに鋭く迫ります。「えっ!あの名作にも」と、しばし呆然とするかも?。

講座の日程は、次のとおりです。ぜひ、ご参加下さい。

- ◎ 3月2日(土曜日)  
午後6時~午後9時
- ◎ 福岡市女性センター・アミカス
- ◎ 参加費 無料

☆ 公判日程

第8回公判 1月31日(木) 10:30~12:00  
第9回公判 2月28日(木) 13:30~15:00  
共に、福岡地裁三〇一号法廷

★ 本人の講演会

1月31日(木) 12:30~13:00 弁護士会館  
2月28日(木) 時間・場所 未定

◎ 支援する会へのメッセージを書いて申し込んで下さい

支援する会では、福岡県以外の会員の方に、ぜひ一度裁判を見ていただきたいと思い「来福交通費半額補助+会員宅の民泊手配」の希望者を募ります。ハガキに住所・氏名・「◎」希望の公判日・交通費・支援の会へのメッセージを書いて申し込んで下さい。なお、予算に限りがあり、希望者の多いときは抽選になりますのであしからず。

連絡先 ☎ 814-01 福岡市城南区 茶山 4-11-11 北村 紀代子

◎ 会費納入について

継続会員の方で2年目の会費が未納の方は、お早めに振り込んで頂きますようお願い致します。